

(案)

業務委託契約書

1 業務の名称 琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ事業デジタル化業務

2 契約期間 令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

3 契約金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
(又は「沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除」)

上記の委託業務について、発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(案)

(総則)

第1条 乙は、この契約書に定めるほか、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額及び契約期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の内容
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費内訳

(業務の実施場所)

第3条 乙の業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き沖縄県公文書館内とする。

(権利義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は仕様書に定める成果物等(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約内容の変更)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
 - (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
 - (3) 行政目的上又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、又はこの契約の履行を中止し、若しくは打ち切る必要が生じたとき。
- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は、甲が定めるものとする。
 - 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画の変更)

第6条 乙は、第2条の規定に基づき甲の承認を受けた実施計画の内容または経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ甲に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次

(案)

に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 変更に係る内容が軽微なもの（経費区分をまたがる配分額の変更で、各配分額の 20 パーセントを超えない範囲での流用増減等）であるとき。

(2) 天災その他やむを得ない事由により、委託した業務を変更しなければならない場合

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(再委託の制限)

第7条 乙は、業務の全部を一括若しくは分割して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、仕様書に定める成果物等（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項にかかわらず、この契約及び各個別契約の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 書面により開示を承諾されたもの

4 乙は、委託業務の処理に伴い甲から提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、委託業務の処理の終了時には、甲から提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

5 本条の規定は、この委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定されるものをいう。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(案)

(セキュリティポリシーの遵守)

第10条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施するものとする。

(履行期限の遅延)

第11条 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の損害金については、委託料の支払いのときに控除し、その額が契約代金の額を超えるときはその超える額の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第13条 乙は、業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前2項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(完了報告等)

第14条 乙は、業務を完了したときは、速やかに実績報告書に成果物一式その他甲が必要と認める書類を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果物の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙により実施された業務がこの契約の内容に適合するものであるかの検査を行い、業務の完了を確認しなければならない。

3 乙は、前項の検査に不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(案)

(額の確定)

第15条 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果、業務の実績のうちこの契約の内容に適合するものであると認められる範囲において、甲が支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、業務に要した経費の額と契約額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第16条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に受領済みの額があるときは、当該受領済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費として委託料の概算払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、概算払を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

4 前条の額の確定の結果、概算払に過払いが生じたとき、又は業務の遂行に伴い乙に発生した収入があるときは、甲は乙に対し、期限を定めて過払額又は収入相当額の返還を求めることができる。

5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延金の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、第14条第2項に定める検査の完了後、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(所有権の移転及び危険負担等)

第18条 仕様書に定める成果物の所有権は、第14条第2項の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果物の毀損又は滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第19条 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含

(案)

む。以下同じ。)は、従前から乙が保有しているものについては乙に帰属し、新たに制作又は改良したものについては甲に帰属するものとする。

(契約の解除及び違約金)

第20条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲はいつでもこの契約を解除することができるものとする。この場合において、既に支払った委託料があるときは、その全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 沖縄県から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人(第7条の規定により業務の一部を委任又は請け負わせた者及び下請負人(一次又は二次以降の全ての下請負人をいう。))を含む。)が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。
 - (3) 正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - (4) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合には、甲は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
- 3 前項の場合において、甲に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、甲はその不足分を乙に請求することができる。
- 4 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

- 2 乙は、この契約に定める業務を遂行するにあたって、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りではない。
- 3 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第22条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(案)

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

第24条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることのできるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条の2 乙は、この契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守)

第25条 乙は労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(案)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を

(案)

複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若

(案)

しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。